

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人上越教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、その額の100分の10の範囲内で増減することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	・平成22年12月期期末特別手当の支給割合を0.15月分引下げ	}
		・平成22年12月期から報酬月額引下げ	
理事	}	・平成22年12月期期末特別手当の支給割合を0.15月分引下げ	}
		・平成22年12月期から報酬月額引下げ	
理事(非常勤)	}	改定なし	}
監事	}	該当者なし	}
監事(非常勤)	}	改定なし	}

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	16,169	11,884	4,234	51 (寒冷地手当)			
A理事	11,943	8,704	3,101	49 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)			
B理事	12,720	7,816	3,176	1328 (地域手当) 348 (単身赴任手当) 51 (寒冷地手当)	4月1日		◇
理事 (非常勤)	900	900					

監事	千円	千円	千円	千円	()			
A監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円	千円	()			※
B監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円	千円	()			

注1: 「◇」は役員出向者であることを示す。

注2: 「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3: 総額, 各内訳について千円未満切り捨てのため, 総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事A	千円	年	月			該当なし	
理事B	千円	年	月			該当なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
監事	千円	年	月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国の同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人材評価の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	勤務成績が良好で昇格基準に達している場合、従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分A(8号俸)からE(0号俸)まで(55歳を超える職員は4号俸から0号俸まで)昇給させることができる。一定の期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における、人材評価の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ・平成22年4月から附属学校教員の給与を公立学校教員と同水準とする。
- ・平成22年4月から月60時間を超える時間外労働について、超過勤務手当の支給割合を150/100に引上げ
- ・平成22年12月期期末・勤勉手当の支給月数を0.20月分引下げ
- ・平成22年12月から中高年齢層の俸給月額の引下げ(平均△0.1%)
- ・平成22年12月から55歳を超える職員の俸給及び管理職手当支給額を一定率で減額(△1.5%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	251人	47.8歳	7,320千円	5,448千円	45千円	1,872千円
事務・技術	80人	45.5歳	5,816千円	4,381千円	50千円	1,435千円
教育職種 (大学教員)	140人	50.7歳	8,356千円	6,165千円	41千円	2,191千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1人					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	30人	40歳	6,582千円	5,007千円	43千円	1,575千円

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	48.7	6,803	5,123	104	1,680
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	47	7,562	5,623	144	1,939
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
特命特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

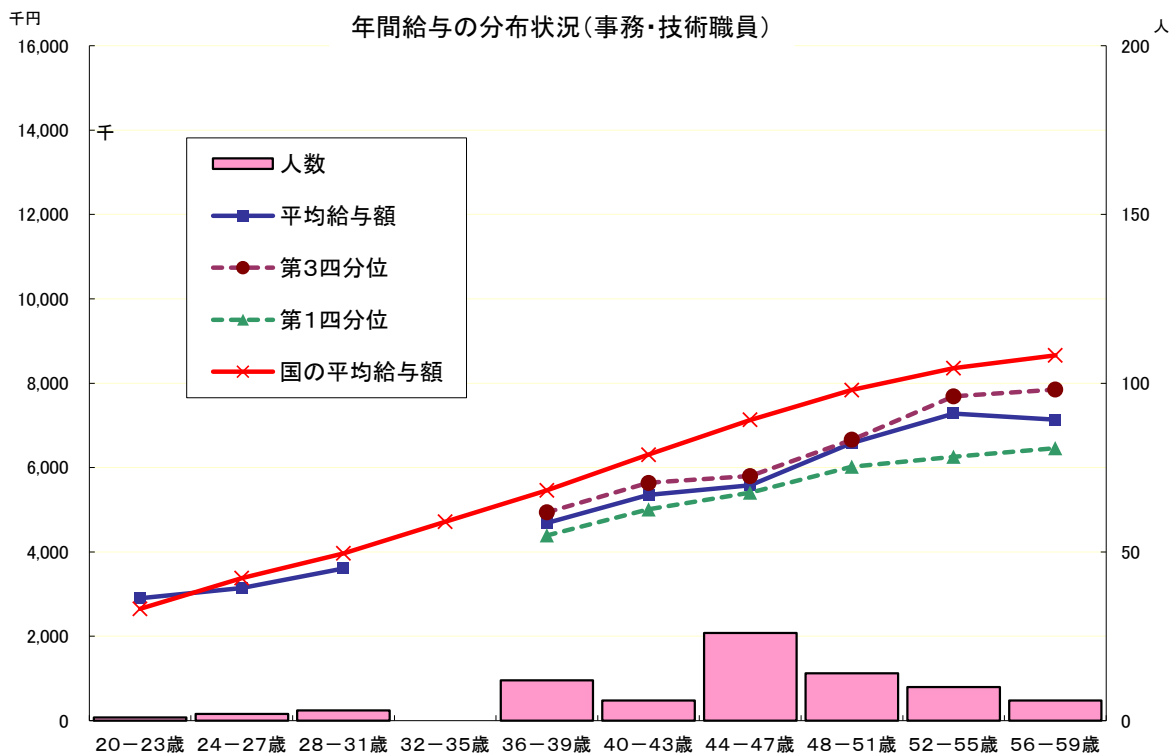
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	62.8	3,124	2,668	60	456
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	42.2	2,217	1,703	33	514
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	40.8	2,071	1,587	37	484
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

人員が2名以下の区分については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

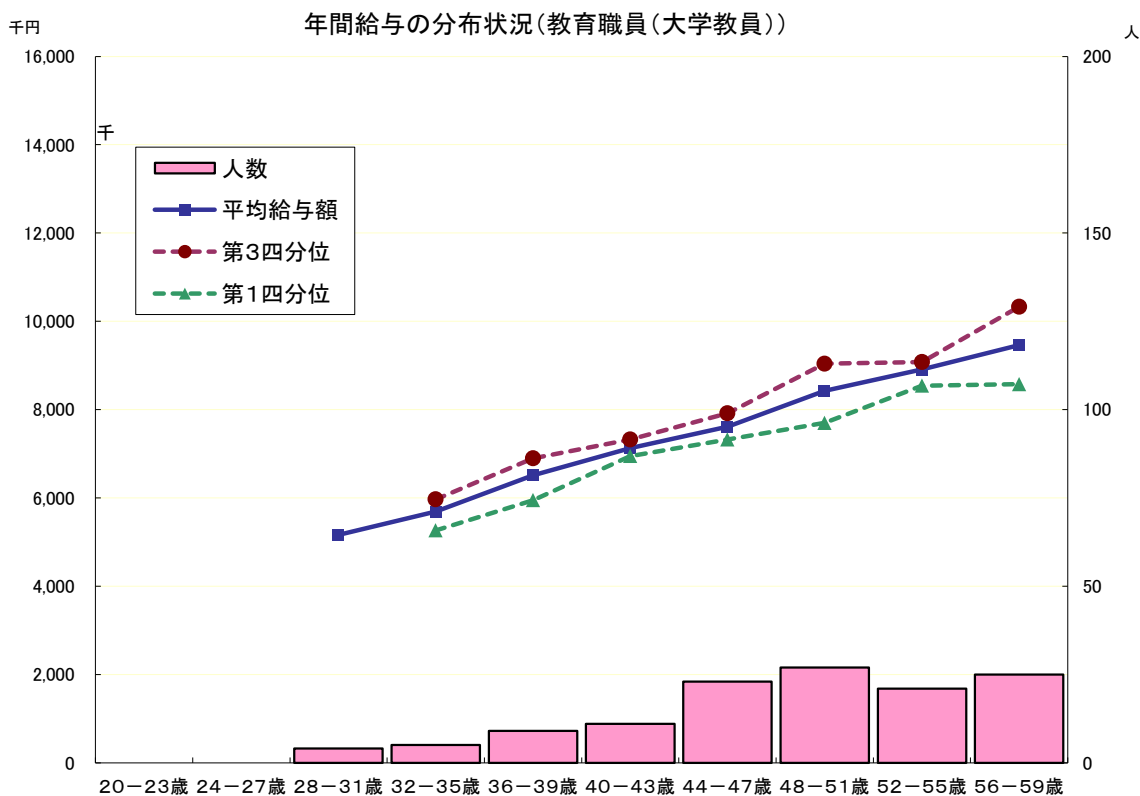


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

「20～23歳」、「24～27歳」及び「28～31歳」の区分については、該当者が4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位折れ線を表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
・部長	1				
・課長	10	53.4	7,538	7,905	8,116
・課長補佐	6	50.3	6,019	6,423	6,661
・係長	41	47.5	5,477	5,800	6,133
・主任	14	39.7	4,579	4,854	5,042
・係員	8	31.0	2,901	3,527	3,788



注:「28～31歳」の区分については、該当者が4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位折れ線を表示しない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
・教授	66	56.2	8,703	9,333	9,879		
・准教授	59	47.4	7,259	7,561	7,945		
・講師	16	37.8	5,266	6,092	6,831		
・副学長	3	59.5		11,410			

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		スタッフ	スタッフ	主査・主任	副課長・主査	課長・室長
人員 (割合)	80人 (3.8%)	3人 (3.8%)	5人 (6.3%)	40人 (43.3%)	21人 (26.3%)	6人 (7.5%)
年齢(最高～最低)		27～22歳	44～29歳	48～36歳	57～47歳	56～50歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,638～2,179千円	3,137～2,566千円	4,672～3,077千円	5,251～4,313千円	6,048～5,684千円
年間給与額(最高～最低)		3,391～2,899千円	4,163～3,405千円	6,193～4,119千円	7,029～5,800千円	7,898～7,402千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		4人 (5.0%)	1人 (1.3%)	()%	()%	()%
年齢(最高～最低)		59～48歳	～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,740～6,025千円	～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		8,787～7,846千円	～千円	～千円	～千円	～千円

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	140 人	人 (%)	人 (%)	16 (37.8%) 人	55 (39.3%) 人	69 (49.3%) 人
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	～ 歳	50～29 歳	63～35 歳	64～44 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	～ 千円	5,640～3,442 千円	6,404～4,260 千円	8,652～5,692 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	7,597～4,672 千円	8,633～5,828 千円	11,929～7,749 千円

(教育職員(大学教員 任期付))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	4 人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	4 (100.0%) 人	人 (%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	～ 歳	～ 歳	49～42 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	5,639～5,075 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	7,611～6,963 千円	～ 千円

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 66.8	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 33.2	% 34.2
	最高～最低	% 44.3～32.8	% 40.6～30.3	% 42.4～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.6	% 66
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.4	% 34.0
	最高～最低	% 40.2～32.9	% 37.7～28.8	% 37.6～31.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.4	% 64.9	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.6	% 35.1	% 36.9
	最高～最低	% 50.9～33.4	% 47.6～30.0	% 46.1～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.4	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.6	% 34.0
	最高～最低	% 41.0～33.2	% 46.0～27.0	% 39.7～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.1

対他の国立大学法人等

97.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

92.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.1	
	参考	地域勘案 90.8 学歴勘案 83.9 地域・学歴勘案 90.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76.4% (国からの財政支出額 3,157,000千円、支出予算の総額 4,132,000千円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が50%以上であるが、「対国家公務員指数」が100未満であり、適切な状態である。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額なし(平成22年度決算)	
	【検証結果】 累積欠損がなく、適切な状態である。	
講ずる措置	今後もこの水準を維持していく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 89.4

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

・教育職員(大学教員)

任期付職員以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の140人及び任期付職員に係る①表(同)の職員数4人 計144人

144人の平均年齢 50.6歳 平均年間給与額 8,334千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,259,993	千円 2,219,307	千円 (%) 40,686 (1. 8)	千円 (%) — ()
退職手当支給額 (B)	千円 100,046	千円 167,638	千円 (%) △ 67,592 (△ 40. 3)	千円 (%) — ()
非常勤役職員等給与 (C)	千円 133,080	千円 127,642	千円 (%) 5,438 (4. 1)	千円 (%) — ()
福利厚生費 (D)	千円 290,488	千円 273,132	千円 (%) 17,356 (6. 0)	千円 (%) — ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,783,607	千円 2,787,719	千円 (%) △ 4,112 (0. 1)	千円 (%) — ()

注:本表における「非常勤役職員等給与(C)」においては、受託事業費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額(A)」 (前年度比 40,686千円 増)
採用者の増加及び附属学校教員の給与の見直しにより支給総額が増加したものと考えられる。
- ・「最広義人件費」 (前年度比 4,112千円 減)
給与、報酬等支給額の増により福利厚生費が増加しているが、退職手当支給額の減により、最広義人件費は減額となっている。
- ・中期目標において、経費の抑制に関する目標として、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。」旨明記している。
- ・中期計画において、経費の抑制に関する目標を達成するための措置として、「国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。」旨明記している。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,703,237	2,355,380	2,280,534	2,283,576	2,219,307	2,259,993
人件費削減率 (%)		△ 12.9	△ 15.6	△ 15.5	△ 17.9	△ 16.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 12.9	△ 16.3	△ 16.2	△ 16.2	△ 13.2

注:本表における「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一) 職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし